

令和2年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和2年6月11日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 58 号 令和 2 年度足寄町一般会計補正予算（第 3 号）＜ P 3 ～ P 3 5 ＞
- 日程第 2 議案第 59 号 令和 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）＜ P 3 ～ P 3 5 ＞
- 日程第 3 議案第 60 号 令和 2 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）＜ P 3 ～ P 3 5 ＞
- 日程第 4 議案第 61 号 令和 2 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 3 ～ P 3 5 ＞
- 日程第 5 議案第 62 号 令和 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 3 ～ P 3 5 ＞
- 追加日程第 1 意見書案第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書＜ P 3 6 ＞
- 追加日程第 2 意見書案第 4 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書＜ P 3 6 ～ P 3 7 ＞
- 追加日程第 3 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜ P 3 7 ＞
- 追加日程第 4 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜ P 3 7 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に議案第58号から議案第62号までの令和2年度補正予算について提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第58号から議案第62号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）から日程第5 議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）から議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,758万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,795万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第4節共済費におきまして、会計年度任用職員等の社会保険料を1,297万8,000円減額し、共催組合負担金を725万6,000円増額いたしました。

第2目基金積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして200万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第3目介護保険助成費、第27節操出金におきまして、介護保険特別会計操出金といたしまして471万6,000円を計上いたしました。

第4目介護サービス事業助成費、第27節操出金におきまして、介護サービス事業特別会計操出金といたしまして128万2,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第2目児童医療費、第12節委託料におきまして、医療費助成システム改修業務といたしまして263万2,000円を計上いたしました。

16ページの下段から19ページの上段までになりますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、医療体制整備支援等のため、感染症対策用医療等備品購入費198万6,000円を、感染予防対策支援のため福祉医療施設等感染予防対策支援交付金138万円を計上いたしました。

18ページの中段になりますが、第3項水道費、第1目水道費、第27節操出金におき

まして、簡易水道特別会計操出金を辺地債分と合わせて354万9,000円を計上いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、畑作構造転換事業補助金といたしまして1,857万4,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、林業・木材産業構造改革事業補助金といたしまして1,630万円を計上いたしました。

第4目水源林造林事業費、第11節役務費におきまして、手数料といたしまして1,220万円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、事業継続支援金3,700万円、雇用調整助成金等申請支援補助金300万円をそれぞれ計上いたしました。

23ページの上段までになりますが、第3目観光費におきまして、オンネトー野営場休憩舎新築事業といたしまして、休憩舎新築工事請負費2,957万3,000円のほか、休憩舎新築工事監理業務委託料など合わせて3,115万9,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第3節職員手当等におきまして、会計年度任用職員の退職手当など合わせて401万5,000円を計上いたしました。

第3目土木車両管理費、第3節職員手当等におきまして、会計年度任用職員の退職手当など合わせて600万2,000円を計上いたしました。

第4項都市計画費、第4目公園事業費におきまして、里見が丘公園整備事業といたしま

して、温水プール内部改修工事請負費2,751万1,000円、里見が丘公園整備工事請負費7,227万円のほか、委託料合わせて1億60万6,000円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、第7節報償費におきまして、消防団員退職報償金といたしまして583万5,000円を計上いたしました。

第3目災害対策費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、避難所環境整備のため、消耗品費921万8,000円など、合わせて981万2,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第1項教育総務費、第4目スクールバス管理費、第3節職員手当等におきまして、会計年度任用職員の退職手当といたしまして498万2,000円を計上いたしました。

第5目国際交流推進費におきまして、姉妹提携代表団等派遣事業といたしまして、親善使節団参加者補助金を554万円減額したほか、旅費など合わせて1,034万6,000円を減額いたしました。

26ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第2目小学校教育費におきまして、小学校教育経費といたしまして、タブレットパソコン一式購入費など合わせて1,569万2,000円を、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、タブレットパソコン設定等業務委託料732万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

第3項中学校費、第2目学校教育費におきまして、中学校教育経費といたしまして、タブレットパソコン一式購入費など合わせて912万6,000円を、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、タブレットパソコン設定等業務委託料258万2,000円をそれぞれ計上いたし

ました。

第3目学校建設費におきまして、中学校教員住宅新築事業といたしまして、足寄中学校教員住宅新築工事請負費4,679万4,000円など、合わせて5,110万8,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第4項社会教育費、第7目図書館費におきまして、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金活用事業といたしまして、図書殺菌機購入費60万1,000円など、合わせて72万2,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページへお戻りください。

8ページですが、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金におきまして、1次分の交付限度額といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,670万円を計上いたしました。

第4目農林水産業費国庫補助金におきまして、林業・木材産業構造改革事業国庫補助金といたしまして1,630万円を計上いたしました。

第6目土木費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金といたしまして2,750万円を計上いたしました。

第7目教育費国庫補助金におきまして、第3節小学校費国庫補助金、第4節中学校費国庫補助金、合わせて情報通信機器整備費国庫補助金といたしまして1,468万8,000円を計上いたしました。

第4節中学校費補助金といたしまして、学校施設環境改善国庫交付金といたしまして1,745万9,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第16款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費道補助金におきまして、畑作構造転換事業道補助金といたしまして1,857万4,000円を計上いたしました。

第5目商工費道補助金におきまして、自然公園等整備事業道補助金といたしまして1,522万2,000円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、総務寄附金といたしまして200万円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整のため財政調整基金繰入金といたしまして5,254万6,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目水源林造林事業収入といたしまして1,220万円を計上いたしました。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債といたしまして、オンネトー新休憩舎建設事業債など合わせて1,380万円、過疎対策事業債といたしまして、里見が丘公園整備事業債など合わせて8,050万円を計上いたしました。

以上で、令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

議案第59号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億577万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

38ページをお願いいたします。

第6款保健事業費、第1項保健事業費、第2目保健ヘルスアップ事業費、第12節特定健診受診率向上支援等業務委託料といたしまして535万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

36ページへお戻りください。

第3款道支出金におきまして、事業費見合いの交付金といたしまして535万5,000

0円を計上いたしました。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第60号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,185万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

48ページをお願いいたします。

第3款水道工事費におきまして、足寄簡易水道大普地地区配水管敷設替工事請負費といたしまして499万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

46ページへお戻りください。

第2款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして354万9,000円を計上いたしました。

第5款町債におきまして、簡易水道事業債といたしまして250万円を計上いたしました。

42ページへお戻りください。

第2表で地方債1件をお願いいたしました。

次に、51ページをお願いいたします。

議案第61号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、歳入において財源内訳の変更を行ったもので、歳入歳出予算の総額には変更はございません。

歳入の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ3億2,853万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、主に会計年度任用職員等の給与、共済費など人件費に関わるものでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）から議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ありません。ちょっと説明漏れがございましたので。

補正予算のつづりの4ページをお願いいたします。

4ページ、第2表 地方債補正2件をお願いをしております。

大変説明が漏れまして、大変申し訳ございません。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

14ページから16ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、16ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

16ページから18ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 昨日からの一般質問された案件で、我々も勉強をいろいろさせてもらった中で、町長の答弁の中で、国また

道の法に基づいて、このコロナウイルスの言わば対処ということに御苦労なされていると。それで、予防費のほうでちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

前にも私は町長とお会いしたときにお話しした記憶もあるのですけれども、昨日も答弁の中で国保病院、またその中で帯広保健所等々の答弁が多発をされておりました。

私は、町内にそのほかに国保病院ほか2件の医療機関があるわけです。非常に今全体に恐ろしいのは、この3か月間、4か月間で医療者、言わば国民、患者も含めて、国民も含めて洗脳されてますから、熱が上がったらイコールコロナに全部結びついているわけです。これは非常に、私はある意味においては危険な、私どもがこんなことを言ってもどうももちが明かないのですけれども、我が身のためですから、国こぞって主導で啓発はしているのは分かるのですけれども、私は今のこの質問の中で何を言いたいかということは、まず昨日の7番議員さんの答弁の中で、発熱者外来の医療機関受診においては、通路をパーティションで区切る。これイメージはわかりますよ。「区切っていると、対応していると伺っています」ということは、きちっとそれは確認していないのですよね、まずは。答弁書にありますから、「対応していると伺っています」ということは、私は大きなここは盲点だと思うのですよ。このことは本当に今までは我が町がみんな自粛、自制の中で努力された結果もあるうでしょうし、運よく我が町からは安心して、こうやって生活できているのも、これは我々も喜びと幸せを感じているのですけれども、万が一ここで発生したことをしっかりとやっぱり真剣に考えておかないと、今までは発生してないから、これはよそごとだと、北海道でも札幌、石狩方面だと、オホーツク方面だと、関東周辺ひどいなというだけのよそごとみたいな感覚でおられると思うのです。私は何を言いたいかということは、地元の町内の医療機関、医院長さん、言わば集合してしっかりと協議なされた

ことありますか、まずは。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、町内の医療機関の協議なのですけれども、今までに2回3医療機関に集合いただきまして協議を行っております。

そこで、発熱外来のことですとか、そういうこととか対応について御相談をさせていただいておりますが、最終的な決定には至っておりませんけれども、協力を頂くような部分とかそういうようなことを話し合いをさせていただいております。

また、通路のパーティションの関係ですけれども、町内医療機関の代表の方からパーティションで区切って対応しているということと、受診があった場合については、その後消毒をされているということは伺っております。直接伺って、その現状と伺いますか、施設の状況を確認してはおりませんが、直接お話を伺っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 本当に人命に関わるのですから、真剣に、備えあって憂いはないわけですから、国保を中心とした医療機関に何度もしつこいようにしっかりと協議なされて、そしてお話しさせていただければ、私は外来者、言わばこういうような外来患者さんは選択の自由で本別行くかもしれないし、足寄の町内でも国保だけとは限らないわけですよ。そういうときにやはり各医療機関の人も、さっきお話ししたとおり、少し汚染されてきておりますから、とにかくコロナコロナですから、そういう中で非常に神経質になっているところがありますから、そういうところでよく町がもう一回再度協議して、協議しても損はないはずですから、しっかりと万が一足寄で発生したときはどのような方法と、どうなるのだと。例えば、緊急の医療用のテント等の購入も、これはある一定の場所に隔離してそこに休憩を取って、それか

ら、何というのですかね、PCRが足寄ではないから帯広行かれるのか、それは保健所を通して行かれると思うのですけれども、そういう中で例えばですよ、地理的に、本州ではそうやってますけれども、地理的にコロナが冬期間発生するというのも、感染の発生することもあるわけですから、こんな足寄のこういう寒冷地にテントなど張っても役立つまいわけですから。それこそコロナより先にしばれ死んでしまうわけですから。だからそのようなこともやっぱり備えは、僕必要あると思うのですよ。一時東京なども、私はテレビからしか、皆さんも見ていると思うのですけれども、各ホテルに待避所を、軽症者の人は待避所にさせてもらって、そういう、だから処置、話がされておくべきではないだろうかということ、私町長と話した記憶あるのですけれども、その辺は今後どうですかね。その辺を再度もう一度しっかりと協議される気持ちありますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えしましたように、病院関係は国保病院だけではなくて、足寄町にも医療機関があとほかにもありますので、そことの協議というのは進めております。

やはり今後とも必要に応じて協議を進めながら、コロナウイルスの関係でいけばやはり熱があったりだとかということで、どこの病院にかかるか、それは分からないですね。それぞれの方々のやっぱりいつも行っている行きつけの病院、行きつけのお医者さんのところにやっぱり行きたいという気持ちもありますから、多分そういうことで行かれるようになるかと思えますけれども、やはり事前に熱がある場合については御相談をしていただいて、それでかかっていたかというのがやっぱり一番かなというように思っております。そういった部分で、今後どこの病院に行かれるか分かりませんし、それから3つの病院の中でやっぱり協力しながらやっていかなければならない部分というのがいっぱいあるのか

なというように思っておりますので、今後必要に応じて協議をしながら対応していかねなければならないというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

18ページから20ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、20ページから22ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 商工費の事業継続支援金の関係でお聞きいたします。

昨日二川議員の一般質問でアンケートを取ったと。それで結果の御報告を頂きました。120件ぐらいの回答で100万円以上の影響があったのが30件ぐらいかな。4件に1件は大きな被害を受けているのだなと十分感じております。

それで、業種別に例えば飲食業だったら何割ぐらい影響を受けているとかというデータがあったら、業種別にちょっと教えていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

ちょっと答弁する前に、多少ちょっと時間を頂きたいのですけれども、まず昨日二川議員に対して再質問の中のアンケート調査に幾つか答弁させていただきました。それと、今回アンケート調査についての内容も含めて、ちょっと御説明させていただきながら、川上議員の質問に答えさせていただきたいということで、申し訳ないです。

今回のアンケートの調査の実施については、新型コロナウイルス感染症によって国の緊急事態

宣言並びに道の緊急要請等によって、様々な影響を受けている事業者さん、この方の状況を把握するためにまず実施して、これから必要となる支援策について参考資料という形でアンケートを取らせていただきました。しかし、アンケートを集計している段階で、やはり回答欄で、無回答欄もあったり、実は事業名についても任意であるということから、業種等についても一部その欄に入っていないのかな、その欄に入っていないのですけれども、大体推測しながら集計している結果でございます。そういったこともありますので、分かる範囲の中で説明させていただくことを了解していただきながら、今の川上議員の質問に回答させていただきます。

一応、業種ごとという形の中のアンケート調査の結果は一応まとめてます。やはり一番多いというふうな形で考えられている宿泊、飲食、この占める割合については回答を受けた事業者さんから割り出すと、飲食が68%の回答を受けており、宿泊についても67%の回答を受けております。あと、その中でも数字上で大きいところに行きますと、製造業だとか、やはり回答を受けている件数が少ないと率も上がってきますので、その辺については先ほど言ったように、正確な数字というかな、回答を受けた方々の部分から割り出している部分もありますので、その辺は御理解頂きながら、今の説明にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今の68%とか67%、回答率のことなのでしょうか。いいですか。私、お聞きしたいのは大まかで結構ですから、例えば飲食業でしたら前年と比べて半分ぐらいの売上げしかなかったよとか、そんな感じの回答が頂けたらありがたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） ちょっとすみません、誤解を招いてしまってますすみません。

実はアンケートの中で、最も減少した月での減少率、減少額というのをアンケートに答えさせていただいております。その中で、最も減少した月というのが5月がやはり多い月になっております。その中でいきますと、川上議員おっしゃっているように、減少率に対して飲食でいけば20から30%が3件、30から40が4件、40から50が5件、50から70が7件、70%以上が8件という数字になっており、宿泊業については、50%以上が5件ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） やっぱり想像したとおり、大きな影響を受けているのだなと感じております。

それで、どうもニュースとか見てますと、国の事業継続支援金は随分申請が難しいのかどうか、私ちょっと分からないのですけれども、申請しても不備があって半分ぐらいは何かだめだとかという報道を聞くので、町でやられることですから、申請の手続はなるだけ簡素なやり方、それから申請上がってきて審査も当然すると思うのですけれども、審査もしやすいやり方をちょっと考えていただいで、なるだけ早い給付をお願いしたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 答弁はいいですか。

（「答弁ください」と呼ぶ者あり）

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

予算が議決したものの、この支援金というか、事業継続支援金の執行についてなのですが、やはり川上議員言ったように、できれば簡素な申請方法ということで考えたいのですけれども、やはりその部分でいくとやはりまずうちのほうとしては、国の持続化給付金、これを申請している事業者さんについてはそれを提出していただければ明確に分かってくるというのがありますし、それ以外

の部分も昨年度の確定申告だとか、そういう形で一定程度減少率だとか、減少額が分かるような形の中で進められる方法があるかという事は現在のところ、まだ事務手続等とか申請、この事業に対する要綱等もまだ案も定まっていないということもあるので、川上議員がおっしゃっているような形の中で、なるべくスムーズに事業者支援をしていただく方法を考えながら進めていきたいなと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

次、2番。

○2番（高道洋子君） 関連でございます。

本当に飲食店以外の業種の方の実態がなかなか聞くとところによると、大変厳しい状況だと聞いております。例えば呉服屋さんも、どこも皆さん外出しないものですから服を買いに来ない。それから、理容、美容院の方も、どこも外出しないから2か月、3か月に1回とか、髪が伸び放題になってからパーマもかけに来るということで、それからほかの業種ですね、眼鏡屋さん家具屋さんも、それからいろいろありますよね。そういう人たちから10軒ぐらいの皆さんからお聞きしたのですけれども、やっぱり飲食店が一番大変かもしれないけれども、それと同様に大変だというお話をよく伺うと聞きます。

前回、飲食店の限定で30万円を60戸1,800万円の、それは皆さんのところへもう既に届いていて、大変喜んでおりました。それはそのときの条件というのは、特にあれですよ、下がった上がったとか、何とこのですか、そういう条件なしに見舞金という形で出したと思うのですけれども、今回もできれば、国のお金を、助成が入るからそんなわけにいかないのかもしれませんが、お見舞金という形で、そんなにそんなに約半分の方がアンケート参加しておりませんが、あんまり計算が難しいとなかなかみんなもういいやということになって諦め

ムードで出さないでいる人もいるかもしれませんが。そういうことで、お見舞金という形で、飲食店のときの同様にそういう扱いができないものかと。国のお金が入っているから難しいのかなという気もいたしますけれども、やっぱり飲食店並みにみんな大変だということをよくお聞きするものですから、どうかそういう形で何とか簡単に、川上議員言ったように簡素に支援できるようにお願いしたいと思ひます。どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

高道議員おっしゃっているように、前回は緊急支援という形の中で飲食、宿泊、あとは飲食店に卸している酒店だとか、そういう形の中で、やはり著しく影響を受けているという判断の下、緊急で支援させていただきました。

今回につきましては、アンケートを取った結果というか、うちのほうで今予算計上している部分についてはある程度想定をしながら、仕分けしながら予算を今組み立てておりました。アンケートを取った結果を基にしていくと、やはりそこは多少のずれだとかいろいろな形のずれだとか、そういったものはやはり発生しています。ですけれども、やはりそれをどういうふうに、先ほど言ったサービス業とか卸売業等を含めて、幅広く支援ができないかということで、今仕組みづくりというか、どういうふうな支援が一番適切のかなと。予算の範囲の含めて、どういうふうに枠組みをつくっていったらいいのかなということを、今、原課も含めて理事者とも相談しながら、いろいろとこの調査を参考にさせていただきながら、今進めている最中です。ですから、高道議員仰せのように、本当に幅広くお見舞金イコール支援金というふうな解釈になってしまうかもしれませんが、その辺よく検討しながら組み立てていきたいなと。審査方法もやはりそこは乱暴なやり方はちょっとできないのですけれども、

やはりきちんとした基準というかな、審査基準というのものを和らげながら手続に入っていきたいと思っておりますけれども、やはりそこはチェックはチェックでしないとだめだということも御理解を頂きたいなと思っております。そういう形の中で進めてまいりたいなと考えておりますので、御理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ありがとうございます。

やはり足寄町の特徴は商店街の人たちは本当に高齢者が多いと思います。70、80代で何とか1年1年、今年を乗り切ったという感じで頑張っております。

コロナの関係でやはりこういうムードになってきますと、このコロナを機会にやめようかという人も結構聞きました。問屋の支払いを2月に1回出る年金で払っているんだよという、だから2月に1回しか年金が来ないから、来月大変だという切実な声も聞いております。

ですから、1軒でもこれ以上やめられたら本当に街の灯も消えていきますので、やはりそのことを考えて、足寄ならではの優しい支援策を考えていただきたいと、答弁は要りません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に商工費、質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） すみません、関連ですみませんが、今の支援金ですね。大体いつぐらいをめどに、町民はやっぱり期間がやっぱり気になるものですから、いつぐらいをめどに検討されているのか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

議決後のスケジュールという形で御理解していただきたいのですが、やはりこれ

から事務手続上の事案の整理をしながら進めていきます。ある程度決まったら、事業者さんに通知案内をして、そして申請が来るという形の中で、大きく言うくくりで行くと、7月ぐらいには皆さんの事業者の手元に行って申請書が届いて、できることであれば、随時支給していく形になると思うのですけれども、おおむねやはり皆さんお盆前ぐらいにはやはり一定程度の支援金を頂ければ大変助かるかなと思っておりますので、できればお盆前に何とか行きたいなというふうなスケジュール感で思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に商工費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

23ページ、土木費、質疑はございませんか。

失礼をいたしました。22ページ、第8款土木費。

5番。

○5番（田利正文君） 工事請負費のプール内部改修工事2,700万円について、ちょっとお聞きしたいのですけれども、プールに入って左側の壁に正式には壁画というのでしょうか、よく分かりませんが、壁全体に絵がありますよね。あれの補修をどんなふうにするのかと、ちょっとお聞きしたいのですけれども。あるいはどのぐらいの費用かかるのか。工法などについても。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

恐らく中に入って壁面の大きな、のことだというふうに思っておりますが、令和元年度から温水プールの改修事業をスタートしております。令和元年度事業の中で落下防止のための吹きつけみみたいな形で落ちないように工事はもう既に終わっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） どのような方法でやられたのかということをお聞きしたかったのですけれども。プール利用している方から、過去に落下物があって、けがをしたのか未遂なのか分かりませんが、そんなようなこともありまして、どういうふうにするのだろうかという意見がありましたので、もし分かるのであれば、素人にも分かるような、こんなふうな方法でやったんだよというのが教えていただければと。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お時間を頂き、誠に申し訳ございませんでした。

田利議員の壁面ガラスモザイクタイルの改修についてですが、剥離防止改修という形で水性壁透明防水工法にて表面を塗装するというような形で改修を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 聞いて分からないのですけれども、もう少し素人で分かるように解説してもらえますか。

○議長（吉田敏男君） もう少し詳しく、細かく切り砕いて。

答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 細かくということなので、壁面ガラスモザイクタイルの表面に透明の塗装、塗料で塗って落ちないようにする改修でございます。アクリルだとか、そういったやつで表面を塗装することによって、全体を1枚のようにして落ちにくくするというような改修になります。

もっと。あとどういうふうに。表面に塗装して落とさないという話なのですけれども。吹きつけではないと思いますね、塗るのです

ね。塗布してという形ですね。塗装して。ペンキを塗るような形で表面に塗って落ちなくするというような形の工法でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 絵がありますね。上から塗ってしまう、剥がさなくて上から塗ってしまう、そしてまたその上からまた押さえる、アクリル板で。（「はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。

○議長（吉田敏男君） それでいいのですか。

他に土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

24ページ、消防費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで、消防団員は町民の生命と財産を守るという、まず使命があります。そこで、今から4年前ですか、今は大きな台風もある、そしてまた水害もあるというようなことで、有事の際には我々も本当に心強い思いをしながら進んできているわけなのですけれども、そこで、何人が退職をするのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

今回退職される方は、3月31日付の方で、全体で16名の方が退職されます。16名の内訳になりますが、本団2名、第1分団、市街地が4名、大誉地地区が5名、芽登が2名、上利別が2名、螺湾が1名となっていて、合わせて16名となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） たまたまこんなに16名の人が退団をするということになった

のか、この辺、高齢化が進んでいってなっているのか、その辺ちょっとお伺いをまずしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

まず退団の理由から御説明させていただきます。

まず、団長の任期満了で1名退職されております。あと、自己都合ということで、どうしても仕事もう忙しくなって消防団の活動ができないという方、この方が6名おります。あと、仕事の都合上、町外に転出された方が2名おります。あと、体調不良ですね、ちょっと病気になりましてどうしても続けられないという方が2名、あと体制見直しということで大誉地消防団、陸別から来られていた団員さん5名の方が退職されております。

それと、今高齢化の話が出ましたが、年齢別で言いますと、70歳以上が1名、60以上が6名退職されています。50歳以上が5名、あと40歳以上1名、30歳以上1名、20歳以上が2名ということで、約半数が60歳以上ということでの退職になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 様々な形があろうかと思うのですが、今回16名も退団をするということになったわけで、これから先に向けて、やはり我々も有事の際、もしあるとするならば、心細い思いをしなければならぬということになるわけなのだけれども、そこで欠員になるわけなのだけれども、補充をどうなのか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 今、定数が150名のところ122名実員おります。28名の不足ということで、これを補うために今までも行っておりました各事業所へのPR活動、また団体へのPR活動を行いまして、勧

誘に努めていきたいと思っております。

また、団員の待遇改善ということで、費用弁償の見直し等、また報酬等の見直し等も今後検討していかなければならないのかなと思っております。

さらに、消防団協力事業所や消防団応援の店事業を実施するなどして、今後団員確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ただいまというか、今回16名の方が退団をするということなのだけれども、そして総体的に見たときには欠員が28名もいるということになるわけなのだけれども、これからについて、これについて、各1分団から5分団まであるわけなのだけれども、これについて28名、これの見通しというのかな、それらについてどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 4月1日付に3名の方が入団はされております。今後、第1分団につきましては4名の方が8月1日付で一応考えています。コロナの影響もありまして、当初5月以降入る予定でしたが、団活動もしてませんでしたので、8月1日以降ということ、今検討しております。2分団につきましては、何人かはちょっと若い方がいるという話は聞いてはいるのですが、なかなかちょっと入団されてない。高齢化も進んでますし、ちょっと先の見通しが立たないということで、今後上利別のほう、分団とも合併ということもちょっと視野に入れながら検討していかなければならないかなと考えております。

また、5分団方面ですね、5分団方面につきましても、特に上足寄地区、ここにつきましては、ここ10年ほど、団員の入団がございません。入れ替わりがなく、一番高齢化が進んでいる地域かなと思っております。ですので、そこにつきましても今後5分団一つに

するなど、ちょっと視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

また、3分団、芽登地区につきましては、新規就農者とかが、若い方が結構いるというお話を聞いております。あそこは常に定数満度にいる分団ですので、芽登につきましては今後も大丈夫かなとは考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 各方面、皆それぞれに欠員になっていくのだとは思いますが、一番大事なことはやっぱり町の中、足寄の町の中だと思うのですよね。やはり火事はやっぱり小さいうちにたたいてしまうということを考えたときには、やはり訓練をした人間がやはり率先して、その火事をやっぱり消すということが主体になるかと思うわけなのだけれども、そこでやはり1分団については何としてでもやはり満度に消防団員をやっぱり探していただきたい、そんなふうにするわけなのだけれども、その辺についていかなものかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） 今議員仰せのとおり、特に第1分団は厳しい状態が続いております。特に20年前、30年前と情勢が変わりまして、事業主さん自ら出られるという状況ではなく、もうサラリーマン化されてますので使われている身の方がほとんどの状態です。ですので、仕事を投げ出して出られるという方がなかなかいないのかなど。しかしながら、事業所のほうに出向いて極力、極力というか、出られる体制を整えて消防団のほうに入団していけるように進めてまいりたいと考えております。

本当、第1分団に限っては特に農協関係さんが協力的で、今回も4名というのは農協の方になります。ですが、農協さんも手広く仕事をしているものですから、昼間の災害においてはなかなか出動というのは厳しいのかなという思いがあります。しかしながら、災害はいつやってくるか分かりませんので、第1

分団が難しければ隣接の消防分団も出動いただきながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に消防費、ありませんか。

4番。

○4番（榊原深雪君） お伺いいたします。

今、定数のことだったのですけれども、150名ということでお聞きしておりますが、これは何年頃から150名ということではまっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） 前回は総務委員会のときにちょっとお話ししたのですが、ちょっと訂正させていただきます。あのとき、たしか16年とおっしゃったと思うのですが、すみません、平成10年に定数を改正したと申し上げましたが、平成16年4月になります。平成16年4月に現在の150名に定数を変えております。それ以前は157名の定数でございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 総務委員会でお聞きしたとき、20年前のお話だったものですか、人口はそのときどのくらいだったのだらうと思って調べてみたら、その頃から現在比べますと、2,000人は減っているのですね。今、お聞きしますと、14年前ということですから、それではかつても千何人は減っているということなのですね。そこで、団員のやはりお仕事をもちながら、地域住民のために駆けつけていただけるということはずごく感謝しておりますけれども、やはり団員のなり手不足の原因として、やはりサラリーマン化しているということでは使われている身としましたら、やはりなかなか消防団員に負担をかけるというのは大変なことだと思うのですね。だから、そのところもうちょっと考えていかなければならないなと思っているところです。そして、この退職の

方も、補正予算の前は10万3,000円だったのですけれども、583万5,000円ということで、退団された方が大勢いらっしゃるのです、やっぱり予測つかないということですね、この数字から明らかにすることは。この150名の定数が今の人口に対してふさわしいかどうかということ、どのようにおはかりしたらいいのでしょうか、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） 定数の削減については、実は今消防団、消防署等で協議している段階でございます。その中で、各分団を集めて定数の在り方について改めてちょっと協議しなければならないということで考えているところです。当然、今おっしゃったように2,000人も減っている中で150人で定数はいいのかということも、本当に協議していかなければならないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 共済、この退職者の方に当たる退職報償金なのですけれども、財源としたら共済掛金を自治体がお支払いしているということかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 共済金の財源。（発言する者あり）

答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 今回支給、退職金を支払われるのは町の単独費、一般財源ということになります。もう一つ、道の共済、北海道市町村総合事務組合から支給される退職金とはまた別の退職金になります。これは町のほうからの支給の退職金になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） では、道の共済掛金というのは自治体が払っているということでしょうか。

その共済掛金というのは、何名に、この定

数に対してを払っているのですか、それとも122名の今現在の団員数に伴って共済掛金を払っているのかどうかお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） 市町村総合事務組合支払いしているのは定数になります。ですので、150名分を支払っているという形になります。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ということは、どれぐらい前から団員が定数から少なかったかということ、はちょっとまだ今急に言っても調べられないと思いますけれども、それだけ150名分を支払っているということ、やはり町の財政にも負担がかかるということですね。だから、その定数、自分の町のいる団員に対して支払えるような仕組みというのか、ということこれから検討されていったらいいかと思いますが、答弁お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

今消防課長のほうからもお話ししましたけれども、定数についても見直しを今かけているということございまして、今まで150名の定数でございまして、その定数よりも少し欠けている、欠員が若干はいたのだと、今までもいましたけれども、やや150人近い人数の団員さんがいらっしゃったところでもあります。最近の状況を見ながら、定数についても見直しをかけていかなければならないという状況でございますので、そういった中で定数を見直しすれば、その定数に対する掛金というような形になりますので、無駄という言い方は変かもしれませんが、余分に払わなくてもいいような形にはなるのかなというように思っております。

そういった意味で、今後今榊原議員からお話あったような形で、見直しをかけながら町の負担についても適正な形で支払いを、掛金をかけていくというような形にしていくように検討させていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） そうですね。やっぱりこういったところの、細かいようですけれども、やはり視点を見つけて改良していくというのが大事なことはないかなと私は思いますので、早急に手をつけていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に消防費、質疑はありませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 消防費の中の3目災害対策費についてお伺いいたします。

この災害対策費の中の一般需用費、消耗品費では921万8,000円とか、それから備品購入では避難所の間仕切りとか計上されておりますけれども、コロナ対策対応ということで、先日テレビを見てましたら、やはり今までの100人収容できた施設であっても、やっぱりコロナの場合は間を空けなければいけないので3倍から4倍の面積が必要だということが報道では言っていました。専門家の意見ですね。それからいくと、今まで総合体育館とか各会館とか使っておりましたけれども、もう当然コロナ対策としては狭いということになると思います。足寄町もここ20年間ぐらいしか分かりませんが、何回か避難所生活を経験しております。また、やはり異常気象による雨が大量に降るようになりました。だから、今後とも四季を関係なく避難所ということは、またコロナも大変今ここで終結しないで、冬も、また来年もあるかもしれない。また、コロナ以外のウイルスが発生するかもしれない。そういう中で、やはりこの避難所生活ですね、対策が大事ななと思います。

この消耗品、どのようなものを920万円、それから間仕切りのどういうイメージになるのか、説明願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたしま

す。

消耗品費の内訳でございますが、マスク、それと消毒用アルコール、非接触型体温計、それとカプセル型の簡易ベッドを購入する消耗品費を計上してございます。

あと、避難所用間仕切りにつきましては、高さが1.8メートル、横幅が、四角の形になっておりまして、4.2メートル四方の間仕切りの中で、1部屋当たり2.1メートルのスペースがあるものを10セット購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 私も今10セットと言いましたので、少し安心したのですが、やはりテレビですけれども、専門家の言うのには、やはり段ボールベッドとそれから食事をする段ボールの組立式の机、椅子、それで1セットということで、これが2.5平方メートルですか、そういうことで大体テレビで見る限りは1坪ぐらいの部屋だったような気がするのですが、それは単価はどのぐらいか分かりませんが、これをやはり自宅で、病院には入院してないけれども自宅で療養している人たちとか、高齢者とか、それから乳幼児、生まれたてのそういう赤ちゃん、母子ですね。そういう人たちが入るようなスペース、個室を何個か、何十個か、設置してほしいなという思いで今質問しております。

今回は10セットということで、1セット幾らぐらいになるのでしょうかね、単価。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 避難所用の間仕切りの単価ということでよろしいでしょうか。（「1セットですね」と呼ぶ者あり）

1セット当たり消費税込みで5万9,400円でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） それで59万4,000円ということで、10セットなのです

ね。

それでやっぱり10セットでは足りないのではないかなという思いがしております。ですから、それは各会場に、もちろん面積がすごく広く取らなければいけないし、それから施設そのものも数多く確保しなければいけないのではないかなということになりますと、郡部のほう、町のほう全部合わせていきますと、やはり各会館にそれこそ5セットぐらいずつ設置していかないと、これからはやっぱり入院はできないけれども、一歩手前のそういう高齢者とかそういう人たちがこれから増えていくわけですから、今回10セットでも毎年50セットとか、30セットずつ次年度、来年は何ぼ、再来年は何ぼというふうに、年次ごとにそういう予算を立てて増やして行ってほしいと。やはりあれが究極の避難個室というか、そういうに私は思っておりますので、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今の足寄町はたまたま新型コロナウイルスの感染症の感染者が発生しておりませんが、万が一感染者が非常に蔓延して、そのときに大規模な災害が起こったときにつきましては、当然飛沫感染を防いだり、あるいは3密を回避するということが必要になってくるものですから、当然、今の状況では各指定避難所に町民の方が避難した場合、どうしても密になる状況になってくるのが予想されます。それで、北海道においても5月ぐらいに今の新型コロナウイルスの状況下に対応する北海道版の避難所マニュアルの改正をしております、本町におきましてもそれを参考に、例えば避難所の指定につきましては実際この3密を避ける状況になりますと、どうしてもなかなか場所がないと。それで、国の通知にもありますけれども、例えば旅館だとか、あるいはホテル等の宿泊施設の活用も考慮しなさいという通知も来ております。それで、今後は避難所の環境

も早急に、今の感染症が拡大した中での災害が起きた場合の避難所の運営等の在り方について、今後検討してまいるとともに議員御指摘のとおり、今後そういう感染症対策備品、今回購入した備品についても考慮しつつ予算に次年度以降計上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

1番。

○1番（多治見亮一君） もう一度間仕切りのことでちょっと聞きたいのですが、1セットが4.2、4.2で囲われるということだというふうに聞いたのですが、それを4つに割るということですか。そこで1セットで何人ぐらいが使用するという設定になってますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

もう一度申し上げますが、一応間仕切りは4つの部屋に構成されておりまして、1部屋当たり、1部屋当たりでないですね、高さが1.8メートルの1部屋当たり2.1メートル四方の四角の形になります。

それで、2.1メートル掛ける2.1メートルの4部屋できる場所ですので、約4平米のお部屋が4つできるという形になりますので、畳で言いますと2畳以上のお部屋になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） それで、1セット何人使用というのが標準にしているのか、ちょっと聞きたかったのですよね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

約2畳ぐらいのスペースですので、大体想定は寝ることが可能ということを考えれば2名程度の人数の使用が可能だと思われれます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番(多治見亮一君) 今のお話ですと、80人ぐらいしか使えないということだと思います。そういうことであれば、多分使われ方というか、使用の方法をいろいろ考えているのだと思うのですが、その辺を含めて検討されたのかどうかと、やっぱりちょっと足りないのかなというふうに思うのですよね、10セットでは。やっぱりもうちょっとやっぱり買っておかないと、何かあったときにもやっぱりちょっと対応し切れないのではないかなと思うので、その辺ちょっと考慮していただきたいと思います。どのように、取りあえずどういうふうに使っていくのかというのを考えたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) お答えをいたします。

多治見議員御指摘のように、80名程度ですから、そういった部分では全然避難する中での非常に足りないという部分はあるのかなというふうに思っております。

今回、今コロナウイルスが感染状況の中で、取りあえずは緊急事態宣言は収まっておりますけれども、感染拡大のリスクというのはまだまだいっぱいあるわけで、今例えば大雨が降って避難所が開設しなければならないよということが起きたときに、どうしてもやはりその中で収容できる人数というのは限られてくるわけですが、もっと言えば人と人との間にある程度の間隔を取らなければなりませんので、今までと同じような人数がその中に入れるかというのは非常に難しいところだろうというふうに思っております。そういった部分ではいろいろな、例えば小学校だとかであれば、今までは体育館だけを使っていたけれども、教室も使わなければならないとか、そういう形でそれぞれ分散をしながら避難所に入ってもらいたいという形がまず考えられると。それとあと、避難所に集まらなくても、もしかしたら自宅でも大丈夫なところというのものもあるわけですので、そういう

ところからの観点からいくと、なるべく自宅にいたほうが安全な場所というのもあるので、そういうことも考えながらやらなければならないのかなと思っています。

今回、収容、間仕切り等はやはり例えば熱があるだとか、感染のリスクというか、体調がよくないだとか、そういったような人たちが入っていただくだとか、もっと言えばそういう方たちについては、例えばほかに別な部屋があればそういったところに別に入ってもらいたいという形にしなければならないかなというふうに思っています。そのほかの方たち、まだ体調は悪くないよという方たちは今までどおりの広い部屋の中に、何とかなのか、一緒にいていただくような形になるのかなというふうに思いますけれども、当面はそういう形なのかなと思っています。

先ほど高道議員さんからもお話ありましたように、こういう仕切りだとか、そういったものというのは、今回のコロナウイルスの感染といった部分だけではなくて、やっぱり一人一人の個別の空間というのはやっぱり必要になってきますので、間仕切りというのはこれからも必要になってくるのかなと。コロナウイルスの感染に限らずですね。そういった意味で、今後こういう間仕切りというのも増やしていかなければならないというふうに思っております。

それから、簡易ベッドなども、今まで床の上にシートだとか敷いていただいた部分ありますけれども、やはりなるべくそういう少し高いところで寝たりしていただくというのは、非常に冬期間などはやっぱり寒さなどもかなり違うようですし、それから床の上に寝ているのから比べるとやはり少し高いところのほうが、今回のコロナウイルスについても感染リスクが少しは下がるというようなことも聞いておりますので、そういう形にしていかなければならないかなというふうに思っています。

いずれにしても、今回の10セット分というのが、これで終わりだよということではな

いということをお理解頂ければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（多治見亮一君） 近年の大雨が頻繁に起きている状況で、この近年ですと8月、9月あたりに避難したという記憶があります。そういうふうになると、あと何か月もない段階で危険性が高まってくるのかなというふうに思います。使われ方、それから避難所の設置の仕方、道のマニュアルを待っている間に合わないというふうに思いますので、その辺も検討していただいて、間仕切りのほうも増強していただけるのが一番いいのかなと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他にございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 私、前回の一般質問で備蓄用のマスクだとかいろいろどういう状況と聞いている中では、マスク等は10年以上たっているよとかいろいろあったのですが、今回買うということなのですが、ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、マスクはではどのぐらいの量を買ったのか。これから第2波、第3波といろいろと来る予想があるのですけれども、そういった備蓄品について、も含めた、マスク等はどのぐらいの対応になっているのか。

それともう1点は、足寄町の地域防災計画とうことで頂いたのですよ。こんな厚いものですからね、なかなか十分に読んでいなかったのですけれども、たしか国は新型コロナウイルスだけだからどうか分かりませんが、それに対応するような防災計画を、防災マップなのか分かりませんが、そういったものをつくりなさいということになっていたような気がしたのですけれども、その点について、これはどのような形なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2点についてお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

マスクにつきましては、一応予算的には1箱当たり50枚入りのマスクを7,344箱購入する予算を計上してございます。枚数に換算いたしますと。（発言する者あり）

36万7,200枚になります。

それと、防災計画の関係ですけれども、行政報告の中にも町長答弁してございますが、先ほど多治見議員のほうからそれを待っているというのですが、一応今後、多治見議員の御指摘のことにつきましては、早急に検討もしてまいりたいと思いますが、基本的には北海道の北海道版避難所マニュアルが、先ほど申しましたように5月に策定がされましたので、それを基に行政報告いたしました防災計画につきましても改定を含め、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 消毒用薬品等も当然買っている予定だと思うのですが、その点についてどうですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 消毒用のアルコールにつきましては5リットルを50セット購入いたします予算でございます。全部で250リットルのアルコールの購入でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） それで、今後第2波、第3波ということでもいろいろ考えられるので、そういったことも含めた計画でこのぐらいで足りるよということでしょうか。その都度買うのかどうか分かりませんが、

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

現段階では今答弁申しました数量を購入いたしますが、万が一今後不測の事態が発生いたしましたら、予備費の充用も考慮しつつ購入を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に消防費、質問ありませんか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に24ページから28ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 昨日の3番議員さんの一般質問の中で、具体的な内容をちょっと特に小学校の教育経費のところでは新型コロナウイルス対応の教育委員会の所管なのですが、小学校の管理経費等々も含めた中で、何というのですか、オンライン授業というのですか、これが来年の2月に実施されるや否やということでお聞きしました。もちろん、今回タブレット等々の購入費、またパソコンも含めておられると思うのですが、小学校、子供さんらに対しては恐らく貸付になるのでなからうかな、購入ということにならないわけですから、なるのではなからうかなと思うのですが、その中で、いろいろな、その後もう1点、2点お聞きするのですが、まずこの2月の実施に向けて今どのような実施計画を、例えばですよ、この小学校の、例えばですよ、家庭に言わば何というのかな、パソコンを貸し付けても、小学生ですから親が、両親がどちらかがいなかったらそれ機能なさなくていいのですか。ですから、私は効率効果は、貴重な1兆円に対して7,670万円の30%近い教育費に当たっているわけですから、4,000万円の商工費の次に多額なわけですから、僕は効率を求めるのに猫に小判であるようなことにはなってほしくないと。これはこの機械は買うこと、お金出せば買えるのですか。僕

は非常に、昨日も3番議員さんの質問で答弁が非常に窮屈な、何か無理されている答弁があるように私は傍聴をさせてもらったのですが、まずこの2月に実施する、そこまできちんと明確に、2月に実施しますということをお次長のほうから打ち出されておりました。それに合わせての対応、細かな子供らに対しての配慮もどこまで、もう既に予算を組んだということは、そこまですべて具体的なあれが、示されているのだらうと思うのです。ちょっと説明頂きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

まず、それが教育的に効果が非常に高いかどうかは別にしまして、ICT教育、とりわけそういうものを活用したオンラインというのは国のある種国家戦略というのですかね、グローバル社会の国家戦略。したがって、教育界においてもそれは教育の今日的課題になっているのですよ。だからこそ国の段階でもそういうGIGA構想ということで市町村津々浦々まで子供たちに1台タブレット4万円までは出しますと、そういうことなのですよね。

そこで、昨日進藤議員のほうから教育格差のことありましたけれども、教育格差のそれをどう捉えるのかによって違いますけれども、私はやはり義務教育段階でせめて、せめて子供たちに大きな学力差がつかないようにするために教育委員会としてもでき得る限りの支援だとか、教育条件整備に努めていきたいなと思っています。具体的には、その中でも具体的にはやはり学校の1年間の学習する内容や時数を定めた、その学校のいわゆる総合的教育計画というのですけれども、教育課程とあるのですよね。それを適正に実施することがやはり学びを保障する大前提である。その次にいろいろなことがあるのだらうなと思っています。まず義務教育段階では。

そこで、そのオンラインなのですから、どんな場合に現実的に使われるのかとい

うと、やはりやっぱり、これも昨日ちょっと申し上げましたけれども、感染症などで長期の休業を余儀なくされて自宅学習を子供たちがする、そういう場合がやっぱり予想されるのですよね。それ以外はなかなか義務教育段階ではちょっと活用というのは私の頭に浮かばないのですけれども、高等教育の大学あたりならまたちょっと違うのでしょうかね。そんなことで、国の段階としてもそういう方向性でありますから、当然当教育委員会としてもそういう整備をしていくと。

それで今学校の状況なのですけれども、今オンラインが、そういう授業をするのが可能なかどうかといたら、これは可能です。カメラもありますし、タブレットもありますから。ただ、教育委員会、義務教育段階としては、やはり教育の機会均等、その機会を等しく与えるということが、これが大前提ですから。そのためにどう時には支援をしたりするかということなのですよね。そうすると、様々な、できるのですけれども弊害は現時点でもあるのですよね。例えば、それを発信する学校側の問題、先生方もそれなりに今研修をしようとしています。昨日もちょっとその件で中学校ちょっと行って、いろいろな先生や校長とも話したのですけれども、例えばそういう画像送るのでも、それなりのやはりいろいろなことありますよね。やっぱりそういうノウハウを持たなければならない。学校側とすると、1人の先生ができるわけでない。当然いろいろな、そこで人的な問題がある。一方、各家庭においたときには、これやはりタブレットが国からでそういうことで町でそろえたとしても、学校で貸せられるのは1家庭に1台ですよね。そうしたら3人子供いたらどうするのだと。あるいは、それぞれの家庭によって、インターネットに接続していない家庭の方針で、方針であったり、あるいは経済状況であったり、そういう家庭もありますよね。それから家庭でそういうふうにしたいと思っても、なかなか回線が上手にいかない、まだ光回線が通ってなかったり、そ

ういう状況いろいろありますよね。そういう中で、総合的、横断的に捉えたときに、一応国のそういうGIGA構想で予算もつけていただいたのですけれども、行政では昨日も次長申し上げましたように、一応今年度中にタブレットは配備したいというのですよね。ただ、一気に全国的に迫ってますから、これは本当に可能なかどうか。そうすると、足寄町としては次年度に、次年度にやはり学校でのいろいろな課題を克服しながら、次年度にそういうオンライン授業が可能になるように整えていきたいと思っています。例えば、そういうふうの中で、家にインターネットつないでないだとか、回線がうまくつながらないところにつきましては、学校にそういう家庭の子供たち集まっていたいて、学校でオンラインを視聴すると。そんな形で、いろいろな局面からできないことを羅列するのは、これはいっぱいできるのですけれども、やはり今の確定状況の中から、できることをピックアップして行って、そしてできることから少し足寄町の身の丈に合うような形で実施をしていきたいと、そういう大きな構えを教育委員会としては持っています。

一方、今教育界では学びというのは主体的で、それから対話的学びなど何かそういう難しいこと言っているのですよね。これが全国の、何言っているのかといたら、これやっぱり世界のグローバル化というのかな、もっと言うと、高度情報社会、高度情報通信社会に対応するような、そういう学びを保障していこうと。さらに言うならば、ただ技術や知識、そんなの覚えても使い物になりませんよと。それをどうやって生かしていくのと。こういうバブル後の転換ということで、今からもう30年ぐらい前から学力の転換、このパラダイムがあったのですけれども、それがもっともっと国際化というのですかね、グローバル化にピンポイントあれして、学力などもフィンランド型の学力に日本も近づいてきていると、そういう状況なので、ある種オンライン授業などという逆ベクトルなので

すよね。そういう課題も難しいのもありますけれども、いずれにしましても子供たちに法的に定められている1年間の学習内容、履修について適正に実習して学びを保障していくという、こういうことは本当に一番大事なことかなと思っております。

そういうことで、その辺を含めまして御理解をよろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） この再質問の中で、今、先に教育長のほうから答弁あったのですけれども、私は2人いたらどうするのだと、3人までは想定してなかったのですが、2人いたらどうするのと。ただ、実施をする環境が今教育長のほうから可能だということにははっきりつかめたと。ただ、そこの中で人的な、やっぱり僕、問題がいろいろなことで発生すると思いますから、してはいけないのですけれども、まず何というのですか、ICTというのですか、その恐らく担当がそれを請け負うはずなのです。校長とか教頭がそれを発信するのではないと思う、挨拶はあったとしてもですね。そしたら、それだけの技術を取得している教員がどこまであれしてるものなのかなと、このICTという。それがなさなかったら、機械ばかり飾っても機械が自動的に飛ぶのではないですから。僕はね、この2月の実施までだったら、それ既にもう調査されるべきだと思うのです。これだけの予算化を取っているのですから。ですから、今からでも遅くないから、すぐこういう担任の教員だとか、それから子供の家庭の実態というのをきちんとあれして、パソコンのない実態も、ない家庭も僕はあると思いますよ、全生徒ですから。そしたら2人いた場合は、3人というのは別だけど、2人いた場合どうするのかということ、もう動いて調査してなければ2月といたらもうすぐ来ますから。その辺どうですか。

○議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

時間になっておりますので、教育費質疑中

でありますけれども、昼食のため1時まで休憩をいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

第10款教育費、答弁から始めます。

答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 午前中の井脇議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

早急にそういう先生方含めての研修の関係、取組を素早く進めていったほうがいいのではないかというお話だったと思いますけれども、当然ICTそのものにつきましても、先生方においても差があるというか、当然私たちも普通にパソコン明るい人、そうでない人いろいろいると思いますけれども、先生方にとってもそういうところはあるのかなというふうに思ってます。そこをどうするかというのはやはり一つの研修なのかなというふうに思っております。

取りあえず校内パソコン導入については、段階的に導入する、教育長も先ほどちょっと言っておりましたが、プログラミング教育の関係がございまして、その中の取組をしております。研修につきましても、幕別の研修センターのほうでも、教師の資質の向上ということでいろいろな取組をしております、その中でもICTを活用した研修というのがございます。ただ、それだけでは基本的に各学校のほうで十分な取組ができるかというふうにはなかなかかならないのかなというふうに思ってますので、それに加えて校内の中でもそういう研究をした中で、実際に先生方同士で試験的な勉強会というか、学校校内の校内研修も必要になるのかなというふうに思っております。

タブレット自体につきましても、今購入しようと思っているのは、児童一人一人のものでございますけれども、平成30年度にタブレット、児童生徒、足中、足寄小学校1クラ

ス分ありますので、そのタブレットを活用しながらも先生方がどういう授業をしていったらいいのか、どういう課題があるのかというのが今後それを活用しながら、次年度に生かされるように今後そういう方向で進みたいというふうに思っております。それについては教育委員会も関わりを持ちながら、協力しながら独自の何らかの支援ができればというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 私の言わんとすること御理解していただきまして、答弁を頂きました。また、私この場で1点だけ謝罪をさせていただきますと思います。

3番議員さんにちょっと確認してみたところ、次長ともそういう確認はさせていただいたところ、やはり私の聞き違いで、私は今年の2月と解釈してました。それで早急にマニュアル的なこういう機械の導入をされるのに計画したと同時に次の手が進んでないというのはいかがなものかと思ったのですけれども、次年度の2月ということで、大変発言に誤りがあったことをお許しを頂きたいと思えます。

答弁を頂きました、私のただ時期は間違っていましたけれども、私の言わんとすることを御理解していただいた答弁は感謝いたしたいと思えます。どうもありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に教育費、ございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） ただいま皆様のほうからハード面についていろいろな御質問等々ございました。私はハード面でなくてソフト面のほうからちょっと御質問をさせていただきたいなど、そういうふうに考えております。

ICT活用だとか、GIGAスクールのかという、いろいろな問題が出てきているようでございます。

今回のコロナの一件において、ICT活用

がすごく早まったと。これは全国的にこういうような状況になったのだと、私は思っております。

しかし、やはりソフト面において、どのようなことをやっていかなければいけないのかというところが、やはりまだうまくいっていないのだろうと。GIGAスクールについては、個々の教育を伸ばしていくという考え方の下進んでいくのであろうと。ただただ今までの義務教育であれば、同じカリキュラムを同じようにやって、みんな同じような学力をつけていく、それはもちろん当然のことではありますけれども、ICTを活用することによって、個々の能力、伸ばすところは伸ばせるような状態にもなり得る。この先、町として、もしくは教育委員会として、GIGAスクールについての考え方を具体的に御説明をまずは頂きたいなど、そういうふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

このICT教育というのは社会の変遷とともに、先ほど申し上げましたように、グローバル化に対応する社会の変遷とともに、大分前、今回の指導要領でも非常に全面に打ち出されました。今回のコロナからというのではなくてですね。そこで今般の学習指導要領においても、例えばプログラミング教育ということが必修になりまして、そんなことで本町にも教育委員会で調査研究機関である足寄町生涯学習研究所とあるのですが、そこで私のほうから毎年諮問させてもらって、ことしもプログラミング教育における、小学校のプログラミング教育における効果的な使用法について調査分析研究しようということを諮問しております。その一環として今後オンラインのほうなどもあれしていきたいなど思っているのですが、冒頭御質問の件なのですけれども、ICT教育というのは、これは教育については時代や人が変わっても本当に大事なことを施していく、そういういわゆる教育の不

易という部分と、それからもう一つ時代が要請する課題、教育的課題について対応していく、この教育の流行と、この2つあるのですか、ICT教育などというのは後者の典型だと思います。

それで、私が一番今じっくり落ちないと思うのは、大事なことだと思ってます、教育の流行の展開。ただ、オンライン授業も、それから今のこういうICTのあれも、本当に大多数の者がコンセンサスを持ってその学校の本当に最優先なニーズなのかといたら、もっと違ったものがそれぞれの地域や学校にあるなと思っています。そこで、それがすっと落ちないですよ、ですよ。例えば、今学校の先生あたりなども当然このオンラインだとかICTについて、そういうある種の研究というより研修をします。でも、それ以上よりも先に目の前の授業をどう効果的に指導していくのか。指導するための準備、教材研究等々含めどうするのか。そのことに非常に目の前の大きな課題になっているのですよね。だから、こういうものをよっこするというのはないのですけれども。

そこで、ICT教育、そういう高度情報通信技術の教育によって、どういう人間を目指すのかといういろいろとあると思うのですが、先は見えないのですけれども、いわゆる公教育ですから文科省など言っているのは、いわゆるただ単にこれが大事だぞ、だから覚えろというのではなくて、自分で、どうしてこうなっているのだろう、自分で課題や問題を見つける。課題発見だとかというのですけれども、そして自分で解決する、そういう力。それから物事を合理的に考える、理論的に考える、そういう力をつけようと。論理的に考えるというのですかね。そういうことを願って、こういう教育を推し進めているのですけれども、果たしてそうなるかどうか、私もちょっとまだ分からないのですけれども、少なくともそういう方向性がありますから、やはりそっちのほうを目指していかないと。どうしても私の頭からもう一つ、こ

れちょっと蛇足になりますが消えないのは、昭和30年代後半の生まれの方々をよく分かっていると思うのですけれども、学校に当時英語のLLってありましたよね、LL教室。足寄町もありました。結果的にあれどうやって使われたか。私は使ったの見たことありません。足寄中学校にありました、立派な教室に。最終的には、要するにそこを集会場みたくなって、最終的にはあれもう解体ですよ。だから、結果的に先生方が先にやらなければならないことたくさんあって、そのこと大事だなと思っても、そっちのほうにプライオリティーがあるものですから、振り返ったときに、10年後、20年度振り返ったときに無用の長物というのですかね、宝の持ち腐れと、そうならないように、そうならないように教育委員会としても配慮をしていきたいなど、そんなふうに思っています。

ちょっと質問に対して、答えになっているかどうか分かりませんが、御理解願えればと思います。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 教育長の言うとおりに、私も懸念しているのは、拙速にタブレットを皆さんに渡しましたと。だからこれで教育のほうは大丈夫だというような感覚は持ってほしくない。これをやることによって、学力が上がるわけではない。そういうことで、そのものが実際発信する側がしっかりと使えるような状態でなければ、単なる箱になってしまうというふうに私は考えております。そこにおいて、やはり町として、足寄町の大切な子供たちに対してどのような感覚をお持ちになって、私たちはこういうような子供たちを育てていきたいのだというような根幹的なものが、しっかりとしたものがないと、こういうことが無用の長物になってしまう。お金かけたことが結局何も意味をなさないことになってしまうということになってしまつては、私は困ると思っています。

ここで、町長、足寄町の子供たち、今後本

当にコロナいい機会です。タブレットを渡されて本当に勉強させてもらわなければいけない。授業はある意味、詰め込みと言ったら変なのですけれども、指導要領に乗って、それを確実に時間をこなしていかなければいけないという中で、タブレットで授業ができる、しかし私は道徳とか、体育だとか、情操教育におけるものというのは、やはり人が集っていなければできないのだというふうに考えております。その辺を町長、足寄町の未来の子供たちに対してどのような思いを思っているか、御答弁を頂きたいと、そのように思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

私も子供の教育だとか、そういったものについて、確たる信念を持ってるだとかというように、特にそういう学識もあるわけではないので、本当に私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、少しお話をさせていただこうというように思います。

今回のGIGAスクールだとかというのは、今回のコロナの前に既にそういう計画が出ていて、それというのはやはり他の、ほかの国から比べてもやっぱりICT教育というのが、日本はやっぱり遅れているということがやっぱりあって、やはり日本としてのそういう教育を早急に進めていかなければならないよということがあって、こういうことになってきているのかなというように思っています。

たまたま、コロナウイルスの感染拡大というのがあって、臨時休業になって、家で学習しなければならないということもあって、よりオンライン学習だとか、そういったものが必要になったところなのかなというように思っています。

やはりほかの外国から比べれば、やはりそういう教育が遅れていて同じ子供たちであっても、ほかの国ではもっとパソコンを駆使していろいろなことがやれているよという、そ

ういう時代になってきて、グローバル社会というか、そういう時代になってきて、大人になってもやはりコンピューターだとかそういったものがきちんと使えないと、なかなか仕事だとかもできないよという、そういう時代になってきているのかなというように思っています。そういった意味で、子供たちにそういう力をつけさせるというのもやっぱりこれはひとつ必要なことなのだろうなというように思っています。

私の中でいくと、コンピューターだとか何となくゲームだとか、そんなことばかりやっていて、本当に勉強になっているのかなだとかというような見方にもなってしまうのですけれども、そんなことしているのだったら友達と一緒に遊んだりだとか、外に出て体動かしてスポーツやったりだとか、そういったほうがいいのではないかなという、僕の年代だとそういう気持ちもすごく大きいかなというように思っています。

ただやはり、これから子供たちが生きていく社会、その中ではやはりコンピューターの活用だとかということも非常に社会の中では必要になることなのだろうなというように思っています。それはそれでやはりやっぱり学校の中で、基本的なそういう力もやっぱりつけなければならぬのかなと。それはこれからこういう社会の中で生きていくためには必要な力なのかなというように思っています。

それと併せて、今お話あったように道徳だとか、みんなが子供さんたちが友達だとか付き合ったりだとか、仲よくみんなで話し合ったりだとか、遊んだりだとか、そういったようなことなども含めて、それから地域社会の中で自分たちが生きていく中では、そういうお互いに助け合うだとか、支え合うだとか、そういったことも非常に必要なことでありまして、こういうこともやはり、これは全てが学校で教えるだとかということではなくて、家庭だとか地域だとか、そういったところも含めての話になりますけれども、そういった

ところでもやはり一緒に子供さんたちを支えていくということがやっぱり必要なのかなというように思っています。

いずれにしても、子供さんたちの健康で安心して健やかに育てていただくと、そういった部分の手助けを町としてもしていかなければならないなというように思っているところでもあります。

ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に教育費、ございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） それでは、分かる範囲内でお伺いをしたいと思います。

まず、新型コロナの影響というか、それでコンピューターが早まったということだと私は認識をしているわけなのですが、そこでまず1番目は、これはタブレットが皆さんに入ってくると。小学校も中学校も一人一人がタブレットで勉強すると、インターネットを接続、そしてまたオンライン授業という形の中で進んでいくのだらうと、私はそう思うわけなのだけれども、ここでタブレットと一口に言っても、ここでちょっとお伺いをしたいのは、このインターネット接続、そしてプログラミングをしていくに当たって、OSってあるのですよね。コンピューターを動かしていくものなのなのですが、それについてウィンドウズなのか、それともアンドロイドなのか、その辺ちょっとお伺いしたいということと、それからタブレットにも2種類があって、インターネットと接続するためにはやっぱりSIMカードとあって、電話と同じようにカードが入っていて、そして、会話はできないのだけれども、1台の携帯の値段、大体一月何ぼで取られるわけなのだけれども、その辺でSIMカードが入ったタブレットでやるのか、それともWi-Fiルーターとあって、これは駅だとか、それから役場でもどこでもあるわけなのだけれども、それらにIDを入れて、そして起き上がってで

きるのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 余りそちらのほうは得意のほうではないのですが、足寄町のほうで導入を考えているのはウィンドウズのほうでございます。

その後、木村議員のほうのSIMカードの関係については、ちょっとそこまでちょっと私の中で把握はしてないのですが、もしあれでしたら後で答弁させていただきたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） それでは質問いたします。

26ページなのですが、議長にお願いしたいのですが、ここで項の中で2項と3項と小学校と中学校の関係があるものですから、質問内容が一緒なものですから、そういうことで御了承願いたいので、よろしくお願います。

ここの数字なのですが、17節ですか、今言われている、皆さん言われているタブレットのパソコンの一式の購入なのですが、一つは小学校と中学校、これ人数については去年の人数だとは思いますが、1台当たり割り返しますと、小学生のタブレットが6万1,677円、そして中学校のほうで5万1,700円ということで、入札については一緒だと思うので、金額がそんなに変わらないのではないかなと思うのですが、この点どういうわけで、ただ割り返した数字ですよ、割り返した数字がそういうふうになるものですから、ちょっとお聞きしたいことと、それと木村議員のほうからの関係もあるのかもしれませんが。

それとあと、このタブレットについては通信費だとか、それからその他手数料だとか、それから充電器だとかいろいろあるのですけ

れども、その点の負担についてはどうということになっていくのかを、その2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時23分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 熊澤議員にお答えいたします。

休憩を頂きまして大変申し訳ございません。

台数の割り返しをしますと、5万1,700円ということで、特に小学校のタブレット、中学校のタブレットの単価が違うということではございません。同じようなものを、仕様のものを購入するというところでございます。

あと、回線の関係につきましては、新たに足寄小学校の回線を追加しただけで、基本的には学校校内までの回線ということになりますので、その分については校費のほうで通信料というのを計上しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） よく分からなかったのですが、この金額は私がさっき言ったとおり、入札は1社だと思のですけれども、人数でタブレットを割り返すと、さっき言ったように、今言うように6万1,000円と5万1,000円と、1万円は違うのですよね。ですから、この中に、今お話の中ではちょっと前と、多治見さんと話したのだけれども、何かが入っているのかなということがあるのでないのかということだったのだけれども、もし入ってないとしたらどうして中学生と高校生のタブレットの内容が違うのか、そのものが違うのか、そこら辺のことがちょっと分からないのですけれども。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をい

たします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 内容は分かりました。

それでもう一回ちょっとお聞きしたいのだけれども、そういった費用、要するに通信費だとかいろいろなそういったギガホだとか、そういったものについては負担がないということによろしいのですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 個人の負担がないかというお話ですか。個人に対する負担というのはございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） ちょっと補足で、通信料というのは多分熊澤議員さん言われるのは、オンライン授業とかを家でやった場合という通信料というお話だと思うのです。

教育委員会の答えたのは、学校での授業という前提なので、学校では校内のWi-FiのLAN環境があるので、当然そのときの通信料はかからないと。ただ、家の場合はどうかというと、まだ環境が整ってございません。各家庭で光があって、そこで家でWi-Fiをやっていたり、ADSLとか、そういう当然家で環境があるところもありますけれども、全く環境がないところであれば、今の状況で言えば教育委員会のほうでは、その家庭にWi-Fi環境がなければ、各学校に来て、そこで授業を受けていただくというのが、まずその前提です。今後、足寄町で全ての御家庭に通信ができる環境が整ったときに、今後ポケットWi-Fiなり、そういうのを貸し出すかということになると、そのときにはまた通信料なども負担があるので、そこで各家庭でもう整っているところはそれでWi-Fi環境があるので、そこでWi-Fi

i でつなげたと。その環境がない場合には、町も何かしらの支援を、ポケットWi-Fiを貸与するとか、通信の環境を整えるということは、次の段階で考えることですが、今のところ全ての御家庭で環境があるというわけではないです。

タブレットは基本的にSIMカードではなくて、Wi-Fi環境でできるタイプを想定しています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に教育費、10番。

○10番（二川 靖君） 今教育次長のほうからタブレットについてはウインドウズということでありました。

それで、ウインドウズということはやっぱりセキュリティが必要だということになってくるのかなというふうに思っていて、いわゆるセキュリティについては1年契約なのか、3年だとか、5年だとかという長いものもありまして、いわゆる今回の多分セキュリティは入ってくるのだろうというふうに思っているのですけれども、今後以降契約の段階で1年、3年、5年、どの契約になっているのかということもやっぱり確認をしてもらって、またこれに係ってくるセキュリティ対策というのは、何年か後にはまたお金がかかってくるということになりますので、一把からげてセキュリティになっているのか、普通個人ではパソコンセキュリティは3台か、3台だとか5台だとかくらいしかないんで、台数が台数なので、今後以降お金をかかってくるということになるので、そこら辺の購入制限の確認をしながら進めていっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答えはいいですか。

いいですね。

○10番（二川 靖君） そこら辺、すみません、どうなっているか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） ウインドウズの関係につきましては、ほかの町村等のいろいろな状況、活用状況も確認した中で、足寄町が30年度に使っているのもウインドウズということで、今回ウインドウズということになっております。で、進みたいと考えております。

あとセキュリティーの関係ですけれども、取りあえずは情報管理担当がおりますので、そちらとあと事前に業者のほうとも、どこの業者になるかは分かりませんが、ある程度セキュリティーどういう形のほうでセキュリティー対策を持ったらいいかということ、具体的に進めながらして今後その対応に当たっていききたいと。今のところ、何年契約というのはまだ決まっておられませんけれども、そこを進めながら、入札に当たってはしっかりとそこの仕様書の中でうたっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） すみません。今これから入札ということなのだということですが、先ほど言った5万1,000円の中で、それは全部本当にできるのかといえ、そこら辺のいわゆる試算というか、計算というのは、そこら辺含んでやっているのかなというふうに感じたのですけれども、そこら辺どうなのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 先ほどの単価の5万1,000円というのは、パソコン本体というのでしょうかね、OSのそういうのがない状態の5万1,000円でございます。ですから、そのほかの実際に国の、ですからあとは業者のほうと協議しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） すみません、ちょっと訂正いただきたいのですけれども、多分OSは入っていると思うのです、ウイン

ドウズという。ただ、それに伴うソフトが入っていないということで、ちょっとよろしいでしょうか。すみません。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁をお願いします。

○副町長（丸山晃徳君） 基本的にはウインドウズのタブレットには基本のOSウインドウズが入っています。ソフトとしましては、マイクロソフトのオフィス365が入って、いわゆる表計算なり文書なりプレゼンテーションソフトなり入っていると、ウイルスソフトなりフィルタリングソフト、子供たちが見たら悪い影響があるようなところには当然入れられないような形というのが、初期のときに設定します。ソフトも順次更新、フィルタリングソフトもウイルスソフトも当然随時更新していくという形で、学校のほうでしっかりと管理して、翌年度以降も当然随時最新のウイルスソフトにしますし、フィルタリングソフトにするというのは当然のことで、維持していく形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。（「理解しました」と呼ぶ者あり）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、歳出総括
ございせんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 16ページの民生費の
ところでお伺いしたいと思います。

お伺いすることはここの中に含まれるのか
かどうか、ちょっと疑問なのですけれども、
御了承ください。

先日新聞に、すみません、どこの市か
ちょっと忘れてしまったのですけれども、2
7日付で定額給付金がどこも入って、足寄町
もスムーズに順調に流れているように思いま
すが、そこの市では4月28日から5月25
日まで生まれたお子さん、新生児ですね。そ
ちらのお子様にも定額10万円を市の独自の
支援ということでされたという記事が載って

おりました。

それを見て、本当に寄り添った支援だ
など。なぜかといいますと、ちょっと男の方
が多いので分からないかもしれませんが
も、妊婦さんはこのコロナ渦の中で、8か
月になったら2週間に1回通うわけ
です。臨月に入ると1週間に1回、そ
して入院して出産するわけですが
けれども、特に経産婦ではなく初産
の場合はなかなか出てこない、出
産できないと苦しいときに、今の
このコロナ渦の状態ではお母さん
が行くわけにもいかない、付き
添いが入れないわけですよ。御
主人が腰をさすってくれるわけ
でもない。本当につらい思いを
して、生まれてきたお子さん
なので。そのお子さんに市は
独自で支援をした。いや、
すごいなど、私もどうして
気づかなかったのかなと思
いましたけれども。それを
新聞を見まして、うちも
どうなのかなと、先ほど
ちょっと課長に急がせて
しまって調べてもらいま
した。3名いらっしゃる
ことなのです、お子さん
が。それがうちでも
できないかどうか。そ
して、先ほどほかの
議員にもその話を
して相談したところ、
いやいや、その子
だけではないよと、
今も状態が続
いているのだと。
確かに医療機関
は今も面会謝
絶、面会でき
ないですよ。そ
ういう中で、
期限を区切る
しかないと思
うのですけれ
ども、医療体
制が普通に
戻るまで、
そういう少
しでも妊婦
さんへの支
援をして
いただけた
らと思っ
て、提案
というこ
とですけれ
ども、この
場で言
わせて
いただき
ました。

答弁頂いていいですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま進藤
議員のほうから御質問がありました
けれども、妊婦さんにつきましては
このコロナの状態
で感染防止を図るとか、あと
外出自粛をされて
いてストレスがた
まるとか、体調
管理をされ
るとかという
ことで、非常
に御苦勞を
されて御
出産を
されて
いるの
かな
という
ふう
に思
いま
す。

あと、里帰り出産ができないという
ような

話もニュースとかでも見ますけれども、足寄町では幸いこの間里帰り出産ができないというような御相談は頂いていなかったようなのですけれども、各自治体で先ほど言ったように市独自の給付金ですかね、というのを差し上げたという話も今お聞きしましたけれども、足寄町におきましては今までも様々な子育て支援もしてまして、子育て出産祝い金ですかね、子育て応援出産祝い金を10万円とか20万円とか贈呈させていただいてまして、町独自のそういうような出産に対するお祝い、支援ということもさせていただいておりますので、今のところ町独自の給付金ということは考えておりません。

ただ、今後、医療が元に戻るまでということもございますが、妊婦さんとかやっぱり初めて特にお子さんをお持ちになるような方に対しては、担当のほうからお声かけをするなど、丁寧な対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 今のこの場で言ったので、答弁もできないかと思うのですけれども、やはりこの後どのような体制になるのか、第3波が来たり、どうなるのか分かりませんので、そのときにまた少しでも考えていただけたらなと思います。やっぱり弱者に対して、少しでも支援をしてあげていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 同じく特別定額給付金の関係でなのですけれども、2日の町長の行政報告で、申請がもう93%近くですか、6月2日の時点で、なっているというお話を伺いました。それで、あれから10日近くたったので、その後申請がどのぐらい伸びているかというのが1点と、あと私も自分で申請してみて、身分証明のコピーですとか、あと口座番号のコピーですとか、添付してということで、これは高齢でお一人でお住まいの

方、特に農村地帯で一人で住まわれているお年寄りの方はちょっとコピー機もないだろうし、申請や何かに不安になったのではないかなと想像するのですよ。そういった方に対して、福祉課さんのほうで申請時に何か対応されていることがあるのでしたらお聞かせをいただきたい、2点質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの川上議員の御質問にお答えいたします。

給付金の申請状況でございますが、6月2日の行政報告の後、昨日6月10日までの申請受付は3,351世帯となっております。96.5%の申請率となっております。

次に、高齢の方への申請時の対応ということですが、高齢の方への支援につきましては、まず申請書送付を在宅で介護サービスを御利用されている方につきましては、各ケアマネさんにお声かけを頂くとか、御支援を頂くことについて御依頼をしたほか、例えばケアハウスとかグループホームとかそういうところの施設に入所されている方につきましては、施設長さんのほうにお願いをしまして、御家族に連絡を頂くとか、申請書の記入の支援をしていただくようにということでお願いをいたしまして、皆さんに町内事業所の御協力を頂いてスムーズな申請を頂いたところとなっております。

また、御自分で書けないというようなお電話も頂いたこともございまして、そちらについては保健師が伺って記入の支援をしたりとか、ということをしておりまして、今後もまだ少し申請されてない方がいらっしゃいますので、お声かけをするなど対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） きめ細かな親切な対応をしていただけると聞いてうれしく感じしております。

それで、このコロナのいろいろ、何というのですか、悪影響はあるのですけれども、私

嫌だなと思うのは、人と人との距離を取るといふか、つながりは何かちょっと薄くなるような、何もしていないでいると、町長のお話にもあったように、まずはやっぱり国民といふか町民の一人として感染しないように心がけるのは当然だと思ふのですけれども、なるだけそれとは別に人とのつながりですか、ちょっとした申請でも、今、福祉課長が説明してくれたような思いやりといひますか、そういったものをもっていろいろな支援策に当たっていただけたらと思ひます。

質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから13ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで10ページの総務寄附金について、これ、いつ誰がどのような目的でこの寄附をしていただいたのか、ちょっとお伺いをしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 予算説明資料の69ページをご覧くださいなのですが、令和2年4月21日付で受けておりまして、前代表監査委員の星野喜美男さんがお亡くなりになって、前監査委員の御遺志といふことで星野さんの息子さんから御寄附を頂いたものでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

11番。

○11番（木村明雄君） 寄附を頂いたわけなのですが、どのように使つてほしいといふことは聞いておりますか。その辺ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 答えいたします。

実際息子さんのほうに確認いたしましたところ、特にお亡くなりになった星野さんからの遺志として何に使つてほしいといふこと、遺志はなかったので町の好きなようにお使いくださいといふことでお受けしたものでございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

その他、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 4ページにお戻りください。

第2表 地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号令和2年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号令和2年度足寄

町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

31ページをお開きください。

これから、議案第59号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

36ページから39ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 39ページの保健事業費の特定健診受診率向上の委託料のことでちょっとお伺いします。

この特定健診の受診率を向上させるために委託していろいろと検討してもらって、どうやったらアップするか、受診率をアップできるかということ民間に委託するというふうに捉えてますけれども、どのデータというか、全部データを渡すのでしょうか。何のデータを渡すのか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 答弁させていただきます。

特定健診の受診率向上支援業務ということで、この事業は国民健康保険制度の中で保険者努力支援制度というのがございまして、医療費を抑えるために今保険者がいろいろ努力しているわけですが、その努力に対して点数化して交付金もそれに応じて多く交付したり、少なく交付したりというインセンティブも伴う交付金となっております。その中で、足寄町はメニューの中で、特定健診の受診率向上の支援業務ということで、取り組んでいきたいと考えてございます。

平成20年から特定健診等の高齢者の医療の確保に関する法律ということで、保険者の国保の場合は75歳未満については義務化されているものでございまして、20年から結局データとしては積み上げられているわけ

すけれども、そのデータをうまく分析してやっぱり取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

例えば、農村部と例えば市街地を見たときに、それに例えば特定健診のデータを結びつけたときに、例えば農村部の受診率が低ければやはり農業が忙しくて、仕事が忙しくて受診率が悪いのかなということであれば、そこにやっぱり保健師は関わっていかなければならないというふうに考えてございますし、さらにそれに特定健診のデータを結びつけて、例えば同じ農村部でも芽登のように酪農が盛んな地域と畑作の盛んな地域では、例えば畑作であれば農閑期もございまして、やはりその時期はやはり特定健診のデータとしては悪いのではないかという、そういう分析ができればやはりアプローチとしてやはりそういった部分にも関わっていかなければならないというふうにも考えられます。あと、当然未受診者、受診した中にはやはり持っている糖尿病ですとか、そういう持病が重症化しやすいリスクを持っている方もいらっしゃるかと思います。そういった方がまだ特定保健指導なりを受けてないということであれば、その部分にもやはり関わっていかなければならないということが考えられまして、その中で例えば特定健診を受けてくださいと、未受診者対策というのを委託することで、保健師さんが事務的にその業務に関わらなければそういうリスクを持っている方にアプローチする時間ができると思います。そういう保健師さんの持つ業務も、何といたしまし、効率化しながら、特定健診の受診率と、あと特定保健指導の実施率、やはり向上させるために取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、データとしては平成20年からの特定健診を受診した方の全てのデータ、あとは未受診者ということは、特定健診の対象者で未受診の方の全て

の、その方はデータはないわけですので、お名前、住所、その辺から既往が分かれば既往、その辺の全てのデータが行くということですね。ということは、かなりの膨大なデータだと思います。この辺のセキュリティーはしっかり大丈夫だということで、この間、説明を受けたのですけれども、ちょっとこれ質問なのですが、民間であれば、個人情報の流出というのはかなりシビアで、でも結局出るのでよね。出たときの保障のことを膨大なお金を使って保障をしている。私の記憶によれば、七、八年前かな、ベネッセの個人情報が流出したときに、たまたまうちに商品券500円分が来たのです。何だろうと思ったら、そういえばベネッセそんなこと言っていたなど。ではうちにも来たということは、どれぐらいのお金を使ったのかなと思って、ちょっとパソコンで検索しましたら450億円か60億円、その辺の保障を常に考えながらやっぱり事業をやっているわけですね。

町が民間に委託をしました。その膨大なデータを業者が、企業が流れてしまったというときの保障の問題は、契約をする中でやってらっしゃいますか。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 答弁させていただきます。

一応、この特定健診あるいは特定保健指導のデータにつきましては、足寄町に特定健診の端末、これは国保連合会から提供された端末ですけれども、受診結果あるいは被保険者情報というのは全てその特定健診の端末の中にございます。それを管理しているのは、国民健康保険中央会になりまして、各保険者はその中央会の抱えるデータにアクセスしてデータを取り出すという、多分そういう形なのだろうと思います。なので、データそのもの自体は国民健康保険中央会が管理しているデータと考えてございます。

さらに、保健推進のほうでは、国保データヘルス計画というのを多分作っているのですけれども、それを作るために国民健康保険中

央会が国保データベースシステムというのを提供しております。これも足寄町に端末があるのですけれども、それは結局医療情報、特定健診の受診情報、あるいは介護給付の情報まで全て連携した情報が登録されてございます。それをうまく活用して国保データヘルス計画というのは、集計データを基につくったと思うのですけれども、基本的にはデータを管理しているのは国保中央会と考えてございまして、それを特定の第三者に委託をしてそれを分析させるということで、委員会のときにも出ていたのですけれども、個人情報の絡みとしては個人情報保護法の25条の部分で共同利用という部分で、私個人的には理解して使用しても大丈夫だというふうに考えているところでございます。ただ、それが流出するという部分はよっぽど各市町村が端末からデータを取り出して、何かしらの媒体で取り出して、どこかにそれを紛失してしまったとかということがない限り、基本委託業者は国保データベースシステムの中からデータとして取り出して使っていくのではないかとこのように考えるところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ちょっとよく分からないのですが、その国保の中央のデータから取り出して委託業者が使うということは、委託業者が、だからそこから流出した場合はどうするのかということは考える必要はないということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） すみませんでした。

国保中央会あるいは各保険者、あるいは委託する業者含めて、三者契約みたいなものがあって、その中にはやはり個人情報の取り扱いに関する覚書なり協定なりが当然結ばれるものというふうに考えてございます。

委託業者はそれに従って、多分処理していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 三者の契約の中には、流出したときの責任問題であるとか、そういうところは入ってないのですか。そこだけちょっとお聞きしたいのです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） まだ契約という中身まではまだはっきりしてございませんで、おおい北海道であれば北海道国保連合会のほうから何かしらの通知があつて、こういう形で進めさせていただくということで、それに応じて足寄町もこれでよければ、個人情報管理も含めてこれで問題がないということであれば応じていくことになるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ではしっかり契約していただいて、個人流出などももちろんあってはいけないことですが、もちろんあり得ることですので、しっかり管理していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第60号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

46ページから49ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 42ページにお戻りください。

第2表 地方債補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号令和2年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号令和2年度足寄

町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

51ページをお開きください。

これから、議案第61号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

54ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号令和2年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

57ページをお開きください。

これから、議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

62ページから67ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号令和2年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会を開催をお願いをいたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、意見書案第3号と意見書案第4号について、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 意見書案第4号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおりに閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたしま

す。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時33分 閉会

令和2年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員